

# 地震・津波災害活動計画

平成24年3月28日

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部

# 目 次

第1章 総 則	1
第1 目的	1
第2 活動方針	1
第2章 活動体制	1
第1節 活動体制	1
第3 活動体制	1
第4 活動体制への移行及び解除	1
第2節 非常招集及び参集	2
第5 非常招集	2
第6 参集	2
第7 参集時の留意事項	2
第3章 活動基準	3
第1節 初動措置	3
第8 指揮本部の初動措置	3
第9 方面指揮所の初動措置	3
第2節 通信運用	3
第10 通信運用	3
第3節 情報収集要領	4
第11 指揮本部の情報収集	4
第12 方面指揮所の情報収集	4
第4章 消防活動	5
第1節 火災	5
第13 活動の原則	5
第14 出場要領等	5
第15 現場活動要領	6
第16 避難場所、避難道路防護要領	7
第17 連携活動	7
第2節 津波	8
第18 活動の原則	8
第19 津波警戒活動	8
第3節 救助	9
第20 活動の原則	9
第21 救助事案の把握	9
第22 発災当初の救助活動	9
第23 出場要領等	9

第24 救助資機材等の活用 .....	10
第25 他機関との連携 .....	10
第4節 救急 .....	11
第26 活動の原則 .....	11
第27 出場要領等 .....	11
第28 現場活動要領 .....	11
第29 仮救護所 .....	12
第30 医療機関との連携体制の強化 .....	12
第31 自主防災組織等との連携 .....	12
第5節 危険排除等 .....	12
第32 活動の原則 .....	12
第33 出場要領等 .....	13
第6節 救急艇の活動 .....	13
第34 出場命令 .....	13
第35 現場活動 .....	13
第7節 応援要請 .....	13
第36 応援要請 .....	13
第5章 安全管理 .....	13
第37 地震・津波災害活動時の安全管理 .....	13
第6章 支援活動 .....	14
第38 支援活動 .....	14
附 則 .....	15
活動フロー .....	17
1. 初動活動 .....	17
2. 調査活動 .....	18
3. 災害活動 .....	19
4. 職員参集 .....	20

# 地震・津波災害活動計画

## 第1章 総 則

### 第1 目的

この計画は、大規模な地震・津波などにより予想される災害（以下「地震・津波災害」という。）に対し、消防活動の円滑な運用により、住民の生命、身体、及び財産を保護するとともに、積極的に災害の拡大防止と被害の軽減を図ることを目的とする。

### 第2 活動方針

- 1 この計画に基づく活動方針は、地震・津波により同時多発する災害の防除を基本とするもので、次の各号について総力をあげて活動に当たるものとする。
  - ① 地震・津波による火災の消火と延焼防止
  - ② 地震・津波による災害の拡大防止
  - ③ 津波に対する広報と避難誘導
  - ④ 地震・津波からの人命安全の確保
  - ⑤ 災害情報の収集と伝達
  - ⑥ 地域における自主防災力の活用
  - ⑦ 活動時の安全の確保
- 2 地震・津波災害においては、広報、交通、避難、救助、救護等の総合的対策が極めて重要であることから、防災関係機関との密接な連携を図り活動する。
- 3 津波の発生が予想される場合、津波到達予想時刻の10分前には、津波の浸水が予想される区域（以下「津波危険区域」という。）から全ての活動部隊の退避を完了させる。

## 第2章 活動体制

### 第1節 活動体制

#### 第3 活動体制

地震・津波災害に対する活動体制（以下この章において「活動体制」という。）は、次のとおりとする。

- 1 消防本部に指揮本部を置き、指揮本部長は消防長とする。
- 2 消防署、分署、出張所（以下「署所」という。）に方面指揮所を置き、方面指揮所長は署長、分署長又は出張所長とする。

#### 第4 活動体制への移行及び解除

- 1 活動体制への移行は、次のとおりとする。
  - ① 「震度5弱」以上の地震が発生した場合
  - ② 宮城県に津波警報が発表された場合
  - ③ その他消防長が必要と認めた場合
- 2 活動体制の解除はおおむね、次のとおりとする。
  - ① 災害が発生せず、または災害が発生するおそれがなくなった場合

- ② 津波警報が解除され、災害の発生が認められない場合
- ③ 災害による被害がほぼ鎮静化し、この計画に基づく体制によらなくとも対処できると判断される場合

## 第2節 非常招集及び参集

### 第5 非常招集

- 1 指揮本部長は、活動体制確保のため勤務時間外の職員に対する非常招集の発令を指示する。
- 2 職員の非常招集は、「気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防活動規程」が定める「消防警戒に係る招集計画」に基づき実施する。

### 第6 参集

- 1 職員は、非常招集が発令されたときは、速やかに所属署所に参集する。ただし、被災状況又は予想される津波の規模（高さ）からこれにより難しい場合は、最寄りの署所に参集し、その旨を所属長に報告の上、参集地の指揮下に入る。
- 2 職員は、招集に即応するために、平素から連絡方法を確立し、参集に必要な手段及び携行品等を整えておくものとする。
- 3 職員は、参集前に、現在位置周囲について、人命救助、避難の呼びかけ、危険排除等の応急処置を講ずることができる。
- 4 参集した職員は、被害状況、活動概要等の情報把握後、活動を開始する。

### 第7 参集時の留意事項

参集に当たって職員は、次のことに留意する。

- 1 津波の発生が予想される場合の参集経路については、津波危険区域を避けるとともに、津波情報の入手が困難な場合は、最寄り署所にて状況を確認する等、事前に対応を考慮しておく。
- 2 交通手段は、徒歩、自転車、自動二輪車又は原動機付自転車を原則とし、乗用車等を使用する際は道路事情を十分考慮する。
- 3 服装は、途上において災害に遭遇した場合の活動と危害防止を考慮し、活動服を基本とする。また、時季に応じた防寒対策等について考慮する。
- 4 携行品として、身分証明書等、革手袋、タオル、飲料水、食料、懐中電灯、ラジオ、メモ帳、筆記用具、現金等を努めて持参し、長期の活動にも対応できるよう考慮する。
- 5 参集途上においては、道路状況、災害状況等、地震・津波災害活動に影響を及ぼす重要な情報を努めて収集し報告する。
- 6 参集途上、地震・津波災害に遭遇した場合
  - ① 部隊が活動中の場合は、現場指揮者の指示に基づき部隊への編入又は支援活動に従事する。
  - ② 部隊が到着前の場合は、指揮本部又は所轄方面指揮所への連絡を試み、人命危険の排除等可能な範囲での応急処置を行った後、参集を継続する。
- 7 参集及び途上の活動に当たっては、単独行動となることから安全管理に十分配慮する。また、交通事情の悪化、災害規模の拡大を予測し安全な参集に努める。

## 第3章 活動基準

### 第1節 初動措置

#### 第8 指揮本部の初動措置

- 1 消防長は、指揮本部を設置して総合的な消防活動方針、部隊運用及び重要事項を決定する。
- 2 指揮本部が設置されるまでの間、通信指令課では災害等に関する情報を覚知した場合は直ちに次の措置を講じ、参集状況に応じて順次本体制に移行する。
  - ① 通信機器の即時試験と点検
  - ② 防災行政無線による広報
  - ③ 無線局の緊急統制
  - ④ 消防職、団員の招集
  - ⑤ 情報の収集と伝達
- 3 各市町に災害対策本部が設置された場合、同本部へ職員を派遣し情報連絡、その他地域防災計画に定められた活動を行う。

#### 第9 方面指揮所の初動措置

- 1 自己及び来庁者の身体保護、出火防止を図る。
- 2 通信機器の即時試験と点検を行い、障害の有無を確認する。
- 3 シャッター等を開放した後、壁の亀裂により落下等の危険がある場合のみ車両を屋外に移動し、車両の安全確保を図る。
- 4 庁舎、施設及び人的被害状況並びに方面指揮所周辺の被害状況の把握に努め、指揮本部に報告する。
- 5 市町から防災行政無線による広報を委託されている場合は、各市町の基準により速やかに広報を行う。
- 6 ホース及び救助・救急用資機材等の増載を行うとともに、地震・津波災害活動に必要な装備及び資機材の点検を行う。
- 7 業務出向中の場合は、消防隊及び救急隊にあっては方面指揮所の指示に従い、その他の場合には体制確保の観点から速やかに方面指揮所に戻ることを基本とする。なお、関係者が同行している場合は、関係者の安全確保に留意する。

### 第2節 通信運用

#### 第10 通信運用

- 1 通信運用は、「気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防通信規程」に基づく運用とする。
- 2 災害事案が多発し保有消防力では対応できない場合は、災害事案覚知の時点で、状況により関係者による対応を促す。
- 3 津波の発生が予想される場合において、津波危険区域からの火災通報、救急・救助要請通報については、当該区域からの自助・共助による速やかな避難を促すことを基本とする。
- 4 津波重要情報

津波の発生が予想される場合において、以下の「津波重要情報」については地震・津波災害活動及び安全確保のための必須情報であることから、気象庁の情報、テレビ、高所監視システム等を活用して、発表内容の変更・追加情報に留意しつつ収集、整理に傾注し、方面指揮所及び全ての出場部隊への周知と確認を徹底する。また、参集職員に対してはメール等で周知する。

- ① 津波予想高さ
- ② 津波到達予想時刻
- ③ 退避完了指定時刻

5 通信指令システムの車両位置情報を活用し、出場部隊の津波に対する危険と退避状況の把握及び指示を行うものとする。

※ 消防救急無線及び通信指令システムは平成24年度末整備完了予定である。無線機能については活動波・救急波の増設や、基地局間を搬送波とするなど、震災に強いシステムが計画されている。整備完了までは現行の通信体制となること、また、整備中は通信運用に制限が発生することも予想されるので、特に注意を要する。

### 第3節 情報収集要領

#### 第11 指揮本部の情報収集

##### 1 情報の収集・整理

指揮本部長は、関係防災機関および各方面指揮所から積極的に情報を収集するとともに、これらの情報を整理し、効率的部隊運用に活用する。

##### 2 情報の伝達

指揮本部が入手した情報については、速やかに各方面指揮所に伝達するとともに、管内全般の災害状況及び救急医療体制の情報等についても、必要の都度伝達する。

##### 3 津波重要情報の管理

発災初期においては、津波重要情報は住民の避難意志決定と消防活動方針に大きな影響を及ぼすことを認識し、その収集と伝達には特に留意し、的確な管理に努める。

#### 第12 方面指揮所の情報収集

##### 1 発災時における情報収集

方面指揮所長は、参集職員、通行人、警察官等あらゆる情報媒体を活用して、火災、救助及びその他災害の発生、推移等必要な情報を収集し、管内の総合的な状況判断と効率的な部隊運用に活用する。

##### 2 消防隊等による巡回

方面指揮所長は、災害発生の状況に応じて必要がある場合は調査隊を編成し、管轄区域内を巡回させ災害の覚知及び情報収集に努めさせる。なお、調査隊の出場は、原則として隊員の確保後とする。

##### 3 情報収集上の留意事項

###### ① 誤認防止

発災当初は、家屋倒壊等により土煙があがるため発見が困難になり、また、火災と誤認することもあるので十分注意する。

###### ② 情報の確認

通行人等から情報を得る場合は、必ず本人が視認したかどうかを確認し、伝聞による情報である場合は複数の者から聞くか、調査隊等を派遣して確認に努める。

## 第4章 消防活動

### 第1節 火災

#### 第13 活動の原則

消火活動は人命救助を優先して行うほか、活動の原則は次による。

##### 1 火災の早期発見と一挙鎮圧の原則

火災を初期のうちに鎮圧することが大火災を防ぐ最大の方策であり、早期発見と一挙鎮圧を図る。

##### 2 避難場所、避難道路確保の優先の原則

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難道路確保のための活動を行う。

##### 3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に活動する。

##### 4 市街地火災活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵施設等の大規模建築物から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先とし、それらを鎮圧した後には部隊を集中して活動に当たる。ただし、不特定多数を収容する防火対象物から出火した場合は、人命の救助を優先に活動する。

##### 5 活動部隊保護の原則

津波警報等が解除前の津波浸水区域の火災事案については、相当の安全（受け入れ可能なりスク）が確保される場合は活動を行うことができる。

#### 第14 出場要領等

##### 1 出場の順位

地震・津波災害活動の効率性を確保するため、出場は原則として1火災1隊とし、消防団との連携を図り次の各号により出場する。

- ① 消火可能区域と消防活動困難区域に同時に火災が発生した場合は、消火可能区域を優先する。
- ② 重要対象物周辺とそれ以外の区域に火災が同時に発生した場合は、重要対象物周辺を優先する。
- ③ 火災が多発した場合上記を原則として出場し、その他の地域の火災は住民等による消火を原則とするが、方面指揮所直近に発生したときは方面指揮所長の判断による。

##### 2 出場途上の措置

###### ① 広報

出場途上住民等に対し、車載広報設備、携帯拡声器により、出火防止、初期消火の徹底、消防水利の使用障害の排除等について広報する。



② 他の火災に遭遇した場合の処置

出場途上においては他の火災の覚知に努め、火災を発見した場合は方面指揮所に報告し指示を受ける。ただし、通信が輻そうして報告できない場合は、隊長の判断とする。

③ 救助事案に遭遇した場合の処置

原則として火災現場に直行するとともに、その旨を方面指揮所に報告する。

なお、付近に消防団員がいる場合は、必要な指示を与えるとともに住民の協力を求め、救助活動を実施させる。

④ 住民により車両通行を阻害された場合の処置

住民により車両通行を阻害され、救助活動等を懇願された場合は、関係者に対して火災出場中である旨を伝え、原則として火災現場に直行する。この場合、方面指揮所に報告するとともに、付近に警察官又は消防団員がいる場合は協力を求めるとともに、付近住民に対して、消防隊到着まで自主的な救助活動に当たるよう指導する。

⑤ 危険排除等に遭遇した場合の処置

原則として火災現場へ直行するとともに、その旨を方面指揮所へ報告する。

⑥ 交通障害等に遭遇した場合の処置

道路状況等により出場を阻害され、適当な回道路がない場合には、他の直近火災の覚知に努めるとともに、方面指揮所に道路啓開を依頼し指示を受ける。

また、短時間に応急修理が可能な場合は、土砂、角材、鉄板等の現場調達により応急処置を行い通行する。

⑦ 津波の発生が予想される場合の処置

出場経路については、津波危険区域をう回する道路を選択し、津波重要情報の把握に努めるとともに、退路の確保にも相当の注意を払う。

## 第15 現場活動要領

### 1 現場活動の心得

隊長及び隊員は、同時多発火災に対し限られた消防力を最大に活用するため、活動中の火災は出場隊の責任で鎮圧するよう心がける。

### 2 延焼阻止可否の判断

隊長は、火災の状況により出場隊のみで延焼阻止が可能か否かを早期に判断し、阻止できない場合については状況を方面指揮所に報告し、応援を要請する。

### 3 水利部署

① 水利部署は、消火栓以外の水利を原則とする。ただし、自然流下地域及び谷状の低地にあつて、口径250ミリメートル以上の消火栓については使用を試みる。

② 防火水槽等への部署は、40立方メートル2隊、100立方メートル4隊を原則とする。ただし、充水処置ができる場合は40立方メートル4隊、100立方メートル8隊とすることができる。

### 4 放水口数

放水口数は、ポンプ車については3口、小型ポンプは2口放水を原則とする。

### 5 現場活動の留意事項

- ① 注水位置は十分な余裕ホースを取り、死角のない広範囲な注水が可能な位置とする。
- ② 攻撃的現場活動のときは、延焼危険大なる方面から順次包囲態勢をとり、守勢的現場活動のときは延焼火力を弱めるため未燃建物に対する予備注水を行い、延焼阻止を図る。
- ③ 火災態様、風向、風速等に留意し、常に転戦路を確保する。
- ④ 活動人員に不足を生ずる場合は、現場付近にいる消防団員及び住民の協力を得て、資機材の能力を最大限に発揮できるように努める。
- ⑤ 自主防災組織等に積極的な協力を求め、消防活動の支援、飛火の警戒・消火に当たらせる。

## 6 転戦要領

### ① 転戦の時期

転戦は他への延焼危険がなくなった時点とし、部分的な燃焼及び残火処理は消防団員、自主防災組織等に指示し、転戦する。

### ② 隊長の判断による転戦

隊長は、優先度の高い延焼火災を認知し、自己隊が転戦する必要があると判断したときは方面指揮所に報告を行い、延焼阻止前であっても転戦することができる。

## 第16 避難場所、避難道路防護要領

### 1 方面指揮所長の措置

方面指揮所長は、残存火災が多く、時間経過とともに延焼拡大し、避難に支障を及ぼすと判断した場合又は既に避難勧告等が発令されている場合は、避難道路等の周辺以外に出場している消防隊に転戦を命じ、その地域に集結を図り活動させる。

### 2 活動上の留意事項

- ① 火災の規模に対し消防力が不足の場合は、避難道路等に面する部分を優先に活動し、避難者の安全通過を図る。
- ② 避難道路に面する区域に火災が発生し、避難道路確保が不可能な場合は、避難場所に近接した区域を優先として、可能な範囲で避難道路確保を行う。ただし、代替避難道路となり得る道路があり、その危険性が少ない場合は、避難道路の変更について方面指揮所に報告するとともに、各市町災害対策本部と連携をとり、それに通じる道路周辺の活動に当たる。
- ③ 避難場所及び避難道路が全面的に危険となった場合は、避難場所において、周辺の消火活動及び避難者への注水を行い、避難者の安全確保に全力をあげる。

## 第17 連携活動

### 1 消防団等との連携

消防隊は、消防団、自主防災組織等との連携を積極的に図り活動する。

### 2 他消防本部からの応援隊との連携

他消防本部からの応援隊に対しては、各隊に担当面を明確に示し、積極的に連携に当たる。この場合、応援隊との連絡は、原則として統制波によるものとし、必要な場合には伝令要員を確保する。

### 3 他機関との連携

他の防災機関との連携を積極的に行い、人命確保等の総合的な活動が行えるように配意する。

## 第2節 津波

### 第18 活動の原則

- 1 指揮本部長は、津波重要情報等に基づき被害範囲を検討し、地震・津波災害活動と住民避難誘導活動に関する方針を決定する。
- 2 方面指揮所は、活動フロー（別紙）に基づき活動する。
- 3 活動に当たっては、被害範囲等の想定に固執することなく、想定を上回る事態の発生を常に念頭に置く。
- 4 活動部隊は津波重要情報の取得に努めるとともに、退避時機を逸しない。

### 第19 津波警戒活動

#### 1 津波監視

津波の発生が予想された場合、高所監視システム等により監視し、重要な情報は方面指揮所及び各市町等に連絡する。

また、必要に応じて、次の監視所で監視警戒を行うものとする。

- ① 気仙沼 笹が陣及び南が丘・前浜高台
- ② 唐 桑 鮪立高台
- ③ 本 吉 大沢高台
- ④ 大 島 亀山（亀山交差点より200m山頂側）・駒形地内
- ⑤ 志津川 はまゆり大橋
- ⑥ 歌 津 歌津中学校校庭

#### 2 広報

震度4以上の地震が発生した場合、通信担当者は直ちに防災行政無線により注意を喚起する広報を実施し、また、津波の発生が予想される情報及び避難に関する重要な情報を得た場合に実施する。なお、災害対策本部が設置された場合はその指示に従う。

#### 3 避難誘導

- ① 避難は徒歩を原則とするが、災害時要援護者には車両による避難を早期にかつ効果的に行わせるものとする。
  - ② 避難勧告、避難指示の場合その区域と避難場所、方法を明確に伝え、できるだけ集団で組織的に避難させる。
  - ③ 指定避難場所に到達する時間に余裕がないときは、近くの高台や建物に一時避難させるよう適切な誘導を行う。
  - ④ 避難路は、できるだけ海岸、川から離れた幅員の広い道路を指定する。
  - ⑤ 避難場所には、消防団1隊を情報収集・情報伝達・安全管理のため常駐させるよう努める。
- 4 消防隊等が他の災害現場に出場し、避難誘導等ができない場合には、他の機関の応援を受けるものとする。

※ 現行地域防災計画による指定避難場所が不適切な状況にあることから、避難場所の指示については注意を要する。

### 第3節 救助

#### 第20 活動の原則

##### 1 救命活動優先の原則

救助活動は、人命救助を最優先とし、救命処置を必要とする者を優先して実施する。

##### 2 火災現場付近優先の原則

規模が同じ程度の救助事案が、火災現場付近とその他の場所に同時に発生した場合は、火災現場付近を優先して活動する。この場合、火災の拡大状況等から総合的に判断し、救助の時機を失することのないよう十分配慮する。

##### 3 救助効率優先の原則

同時に複数の救助事案が発生した場合は、原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事案を優先して活動する。なお、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、消防団員及び付近住民に協力を求め、容易に救出できる者を優先し、短時間に1人でも多く救出する。

##### 4 多数人命危険対象物優先の原則

多数の人命危険が予想される対象物に救助事案が発生した場合は優先して出場し、救助活動を実施する。

##### 5 活動部隊保護の原則

津波警報等が解除前の津波浸水区域の救助事案については、相当の安全（受け入れ可能なリスク）が確保される場合は活動を行うことができる。

#### 第21 救助事案の把握

救助事案は、調査隊による情報収集活動のほか、出場途上の消防車両、参集職員、消防団員、通行人、警察官等あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。

なお、おおむね次の対象物について、救助事案の把握に努めること。

- ① 病院、福祉施設
- ② 大規模小売店舗
- ③ 旅館、ホテル
- ④ その他方面指揮所長が必要と判断する対象物

#### 第22 発災当初の救助活動

発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は、当直隊により方面指揮所周辺の救助を行い、また、積極的に大規模救助事案の覚知に努める。

#### 第23 出場要領等

##### 1 出場の順位

複数の救助事案を覚知した場合の出場の優先順位は、おおむね次の表による。ただし、事故の規模等から推定して、これにより難しい場合はこの限りでない。

順位	救 助 事 案
1	危険物、毒劇物、可燃性ガスの流出、漏えい拡散事故
2	大規模小売店舗、病院等多数の者を収容する建築物の倒壊事故
3	列車、電車の衝突、転覆事故
4	一般建築物、工作物の倒壊事故

5	がけ崩れ等による事故
6	低地における堤防、護岸の決壊による事故
7	橋りょうの倒壊に伴う事故
8	その他の事故

## 2 出場途上の措置

### ① 火災に遭遇した場合の処置

直ちに方面指揮所へ報告するとともに、原則として次により対応する。

ア ポンプを有している場合は、消火活動に従事する。

イ ポンプを有していない場合は、消防団及び自主防災組織等の保有する小型ポンプを活用して、消火活動に従事する。

### ② 住民に救助を要請された場合の処置

原則として救助活動を行う。ただし、出場先が大規模救助事案の場合は、関係者に状況を説明し、付近に消防団または自主防災組織等がいる場合は必要な指示を与えると同時に、方面指揮所へ報告し出場を継続する。

### ③ 危険排除等に遭遇した場合の処置

原則として救助現場へ直行するとともに、その旨を方面指揮所へ報告する。

### ④ 交通障害等に遭遇した場合の処置

道路状況等により出場を阻害され、適当な回道路がない場合には、他の直近救助事案の覚知に努めるとともに、方面指揮所に道路啓開を依頼し指示を受ける。

また、短時間に応急修理が可能な場合は、土砂、角材、鉄板等の現場調達により応急処置を行い通行する。

### ⑤ 津波の発生が予想される場合の処置

出場経路については、津波危険区域をう回する道路を選択し、津波重要情報の把握に努めるとともに、退路の確保にも相当の注意を払う。

## 第24 救助資機材等の活用

### 1 建設機械の活用

大規模建物や土砂災害等で、建設資機材を必要とする事案にあっては、要救助者の身体防護に留意し、建設機械及び救助資機材を併用して効果的に活動を行う。

### 2 資機材の集結

大規模救助事案については、早期に各種救助資機材を集結し、効率的な活用を行う。

### 3 資機材の調達

救助の用に供すると判断される資機材等が付近にある場合は、努めて協力依頼し、調達に配慮する。

### 4 資材の活用

救助に必要な資機材が調達できない場合であっても、現場付近で調達可能な資材をもって臨機応変な活動に当たるよう努める。

## 第25 他機関との連携

### 1 地域防災計画に定める関係防災機関との連携

救助活動現場においては、関係防災機関と緊密な連携を図り、要救助者の把握に努

め、効果的な活動を行う。

## 2 自主防災組織等との連携

大規模災害時には、地域の自主防災組織、住民等との連携が不可欠であることから、この種の組織の安全を確保し、協力を得て効果的な救助活動を行う。

## 第4節 救急

### 第26 活動の原則

#### 1 救命活動優先の原則

救急活動は、救命活動を優先して実施する。

#### 2 重症者優先の原則

救急処置は、トリアージを行い救命処置を必要とする重症者を優先し、その他の者はできる限り自主的な処置を行わせる。

#### 3 活動部隊保護の原則

津波警報等が解除前の津波浸水区域の救急事案については、相当の安全（受け入れ可能なリスク）が確保される場合は活動を行うことができる。

### 第27 出場要領等

#### 1 出場途上の措置

##### ① 火災等に遭遇した場合の処置

直ちに方面指揮所へ報告し、必要であれば関係者に状況を説明し出場を継続する。

##### ② 交通障害等に遭遇した場合の処置

道路状況等により出場を阻害され、適当な迂回道路がない場合には、方面指揮所に報告し指示を受ける。

##### ③ 津波の発生が予想される場合の処置

出場経路については、津波危険区域をう回する道路を選択し、津波重要情報の把握に努めて搬送先医療機関の選択について検討する。

#### 2 傷病者搬送隊の編成

傷病者の搬送は救急隊によることを原則とするが、傷病者が多発し搬送の必要がある場合は、傷病者搬送に適する車両を選定し傷病者搬送隊を編成する。

#### 3 PA連携

多数の傷病者の発生が見込まれる現場への出場は、努めて消防隊等との連携出場とする。

### 第28 現場活動要領

#### 1 搬送順位の決定

搬送は、救命処置を必要とする重症者を優先する。なお、この場合、軽傷者等の割り込みにより救急車を占有されないようき然たる態度で臨むとともに、このような気配がある場合は現場の警察官等に協力を要請し、混乱を避ける。

#### 2 救急資器材の配布

傷病者が多数あり、応急手当が間に合わないときは、救急資器材を配布し可能な限り自主的な応急手当を行わせる。

#### 3 搬送先医療機関の選定等

- ① 指揮本部等による医療機関の選定不能が予想される場合にあっては、救急隊による連絡、または直接搬送後の交渉に努める。
- ② 津波の発生が予想される場合は、津波危険のない管内医療機関のみならず、内陸地の管外医療機関の選定について検討する。

## 第29 仮救護所

### 1 仮救護所の設置要領

- ① 方面指揮所長は、必要に応じて方面指揮所又はその付近の適当な場所に仮救護所を開設する。
- ② 仮救護所の要員は、発災当初は当直の救急隊員を中心にあて、傷病者数等の状況に応じて、順次参集した救急隊員等をもって増強する。
- ③ 仮救護所には救急資器材を準備する。

### 2 仮救護所の任務等

- ① 傷病者に対する救急処置
- ② 救急資器材の配布
- ③ その他応急救護上必要な措置

## 第30 医療機関との連携体制の強化

### 1 有機的な現場活動を行えるよう、災害拠点病院（気仙沼市立病院）、医師会と連携し、次の措置に努める。

- ① 搬送先医療機関の選定調整
- ② 災害情報の提供
- ③ 収容されている患者数、収容患者の氏名、程度及び症状、その他参考となる情報、受入可能患者数等の情報収集
- ④ 医療機関の防災マニュアル及びガイドラインの活用
- ⑤ その他必要な事項

### 2 必要に応じて災害拠点病院等へ職員を出向させ、情報連絡活動に当たらせる。

## 第31 自主防災組織等との連携

消防団、自主防災組織等と緊密な連携に努め、協力を得て効率的な救急活動を行う。

## 第5節 危険排除等

### 第32 活動の原則

#### 1 二次災害防止優先の原則

危険物、ガス、毒劇物等（以下「危険物等」という。）の漏えいなど、二次災害の発生が予想される事案を優先する。

#### 2 重要対象物優先の原則

災害現場付近に重要対象物がある場合は優先して出場し、重要対象物における二次災害防止活動を行う。

#### 3 災害推移に応じた活動の原則

災害の推移を予測し、危険物等の特性に応じた活動体制を早期に確立する。

#### 4 活動部隊保護の原則

津波警報等が解除前の津波浸水区域の事案については、相当の安全（受け入れ可能

なりスク)が確保される場合は活動を行うことができる。

### 第33 出場要領等

- 1 出場に際しては、危険物等の特性に応じた資機材を必ず積載する。
- 2 風位、風速、地形等を考慮して、風上に部署できる出場順路を選定する。
- 3 その他、出動要領・現場活動については、「第3節 救助」に準ずる。

## 第6節 救急艇の活動

### 第34 出場命令

指揮本部長は、津波の危険がない場合で救急艇の活動が必要と認めた場合は、地震・津波災害活動として出場を命ずることができる。

### 第35 現場活動

救急艇は、人員及び消防資機材等の輸送に当たるものとする。

## 第7節 応援要請

### 第36 応援要請

応援要請は「気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部受援に関する規程」に基づき要請する。

## 第5章 安全管理

### 第37 地震・津波災害活動時の安全管理

地震・津波災害時においては、災害規模が消防力を上回り、通常の安全管理体制が望めなくなることが考えられるため、以下の事項に留意する。

#### 1 活動時の安全管理

##### ① 的確な報告

安全管理上、緊急を要する情報については、時機を失することなく上級指揮者に報告し、指示を受けるものとする。

##### ② 単独行動の禁止

災害による危険が伴う各種活動においては、2名以上での行動を原則とする。

##### ③ 交通事故防止

道路陥没、工作物の倒壊等による交通障害が予測される場所では、徐行運転の実施、誘導員の配置など状況に応じた事故防止策に努める。

##### ④ 余震の考慮

地震により傷んだ建物や工作物などは余震により倒壊あるいはガラスや壁等の落下などが予測されるため、十分に注意する。特に、倒壊建物内への進入時、高所での作業時には余震を念頭におき十分な安全策を講じ、危険が伴うと判断される現場活動は安全が確保されるまで中止する。

##### ⑤ 活動空間の安全確保

活動上必要な場合は、警戒区域の設定、道路の通行を確保するための緊急の措置など各法令に基づく措置を臨機に講じる。



⑥ 退路の確保

現場周辺では、常に退路を考えた活動を実施する。特に津波重要情報、風向や建物密集度、危険物施設、ガスの漏えい等には十分に注意する。

⑦ 監視員の配置

地震による家屋倒壊、地すべり、がけ崩れ等の現場で活動する場合、津波危険区域又は津波後の浸水区域で活動を行わなければならない場合については、必ず監視員を配置し、前兆現象の早期覚知に努め退避の時機、方向を明確に伝達する。なお、夜間については監視が難しいことから、活動を行わないことを原則とする。

⑧ 緊急時の退避

緊急時やむを得ない場合は、隊員の退避については最優先とする。

2 長期活動体制の確保

① 交代体制

原則として、発災直後の24時間は全組織力を投入し災害対応に当たり、その後は状況に応じ2交代制により、長期活動に対応できる体制をとる。

② 部隊の編成替え

管内で被害に偏りがある場合は、必要に応じ方面指揮所間での部隊の編成替えを実施する。

③ 補給体制等

長期活動に際し、次の補給体制等を確保する。

ア 活動現場への食料、飲料水、消防活動消耗品、医薬品、電力等の補給

イ 燃料調達について、契約業者に対する早期段階での依頼

ウ 指揮本部等への通信回線増設、衛星電話・携帯電話等の通信手段の確保

エ 活動車両及び不足ホースの方面指揮所間での融通調整

オ 仮眠、休憩場所の確保

カ 消防救急無線基地局の自家用発電機への燃料補給体制構築

キ その他、職員の安全管理上及び健康管理上必要な措置

## 第6章 支援活動

### 第38 支援活動

#### 1 庁舎の応急措置等

① 被害状況の調査

地震発生時、総務課は次の事項について調査する。

ア 庁舎、車両、通信施設等の損壊状況、程度及び応急復旧の可否

イ 水道、ガス、電気、排水設備等の被害状況、程度及び応急復旧の可否

② 被害を受けた場合の措置

応急処置については、本部については総務課、署所においては独自で行うことを原則とする。

なお、署所において、応急処置が不可能な場合は、総務課に応急修理等の応援要請を行う。

③ 庁舎が使用不可能な場合の措置

署所庁舎敷地，市又は町施設・敷地内に，被災した庁舎内から必要資器材を搬出し仮設署所とし，不足する活動必須資機材等については，総務課へ報告し調整を図る。

なお，仮設位置等については事前に計画を策定しておく。

2 職員支援

① 地震・津波災害活動が長期に亘る場合の食料，飲料水の支援

食料及び飲料水等について，個人備蓄の限界を考慮し，一括確保・購入等を行う。

② 職員，家族の安否情報

職員及び家族の状況について，総務課は速やかに情報を取りまとめ，所要の措置を講じるものとする。

なお，職員は緊急時に連絡できる手段について「災害伝言ダイヤル171」や「災害用伝言板」等の活用，避難場所等について日頃から家族間で十分に話し合い，有事の場合に備えるものとする。

③ 被災家族の救援

家屋の滅失・流出等により被災した家族の対応について，総務課は情報の収集に努め，所要の措置を講じるものとする。

④ 家族の被災，自宅の滅失及び通勤障害等を勘案した勤務地替えの実施

⑤ 惨事ストレスに対するメンタルヘルス上必要な支援

⑥ その他，職員の健康管理上必要な支援

附則 平成15年6月4日作成

・「地震・津波災害警防計画」は廃止する。

平成22年1月1日一部改正（活動フローの追加）

平成24年3月28日一部改正

・本計画は平成24年4月1日から運用する。